

改正 20041001 情館 066（平成 16 年 10 月 1 日施行）

改正 20060701 情館 001（平成 18 年 7 月 1 日施行）

改正 20090331 情館 021（平成 21 年 4 月 1 日施行）

改正 20120327 情館 001（平成 24 年 4 月 1 日施行）

第 5 章 契約

（契約の方法）

第 32 条 売買、貸借、請負、委託その他の契約を締結する場合には、一般競争に付すことを原則とする。

（指名競争契約）

第 33 条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、指名競争に付すことができる。

- 一 契約の性質又は目的により、競争に加わるべき者が少数で一般競争に付す必要がないとき
- 二 一般競争に付すことが不利と認められるとき
- 三 別に定める予定価格の範囲内の売買、貸借、請負、委託その他の契約を締結するとき

（随意契約）

第 34 条 前 2 条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、随意契約の方法によることができる。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき
- 二 緊急を要する場合で、競争に付すことができないとき
- 三 競争に付すことが不利と認められるとき
- 四 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき
- 五 別に定める予定価格の範囲内の売買、貸借、請負、委託その他の契約を締結するとき

2 前項の規定により、随意契約をしようとするときは、原則として、2 人以上の者から見積書をとるものとする。

（予定価格）

第 35 条 契約担当職は、契約を締結しようとするときは、当該契約に関する仕様書、図面、設計書及びその他の事項に基づき、契約価格の総額についてあらかじめ当該契約に係る予定価格を定めなければならない。ただし、一定期間継続する製造、加工、売買、供給

使用等の場合においては、単価について、その予定価格を定めることができる。

(入札保証金)

第 36 条 契約担当職は、第 32 条又は第 33 条の規定により競争に付そうとする場合においては、その競争に加わろうとする者に、その者の見積る契約金額の 100 分の 5 以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、国債又は確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。

(入札保証金の帰属)

第 37 条 前条の規定により納付された保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)のうち、落札者の納付に係るものは、その者が契約を結ばなかったときは、情報・研修館に帰属するものとする。

(契約の相手方)

第 38 条 契約担当職は、競争に付す場合においては、契約の目的に応じて予定価格の範囲内で最高価格又は最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方としなければならない。ただし、支払の原因となる契約のうち次の各号に掲げる場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

一 申込みの価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき

二 契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれのあるとき

2 契約の性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が情報・研修館にとって最も有利なもの(同項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの)をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(契約書の作成)

第 39 条 契約担当職は、契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、契約書の作成を省略し、請書、見積書、請求書等契約の事実を明らかにする書類をもってこれに代えることができる。

一 200 万円を超えない一般競争契約、指名競争契約又は随意契約をするとき

二 せり売りに付するとき

三 物品の売払の場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引取るとき

四 第 1 号に規定するもの以外の随意契約について、契約書を作成する必要がないと認められるとき

(契約保証金)

第 40 条 契約担当職は、必要と認められる場合においては、情報・研修館と契約する者に

契約金額の100分の10以上の保証金を納めさせることができる。

2 第36条第2項の規定は、前項の納付金について準用する。

(契約保証金の帰属)

第41条 前条の規定により納付された保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、これを納付した者が、その契約上の義務を履行しないときは、情報・研修館に帰属するものとする。

(監督及び検査)

第42条 契約担当職は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

2 契約担当職は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な検査をしなければならない。

3 契約担当職は、特に必要があると認められる場合においては、補助者以外の情報・研修館の職員又は情報・研修館の職員以外の者に第1項及び前項の監督及び検査を委託して行わせることができる。

4 契約担当職、契約担当職から検査を命じられた補助者、検査を委託された者は検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならない。

5 前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ当該請負契約による支払をすることができない。